

# ＊おおいだ 農業委員会広報



がんばってます：小菅地区 高橋大地さん（P3）

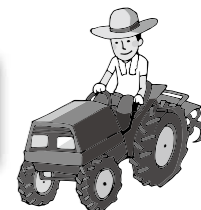
## 目次

- ◆会長あいさつ ◆農業委員・農地利用最適化推進委員紹介 …P2
- ◆がんばっています 青年就農者 高橋大地さん ……P3
- ◆新規就農者への支援情報 ……P3
- ◆米(マイ)ライフ!! 町内小学生農作業体験学習 …P4~P5
- ◆活動報告 ◆農業者年金情報 ……P6~P7
- ◆農地に関するお知らせ ◆編集後記 ……P8

## 第7号

◆発行／平成31年1月  
◆編集／大石田町農業委員会

## 農地に関するお知らせ



### 農地の相続登記をお忘れなく！

- 農地所有者が死亡された時は、速やかに相続登記をお願いします。  
※相続していない農地は通常、売買や貸借ができません。  
※農政関連の助成制度の障害になる場合もあります。
- 相続登記が終わったら必ず農業委員会に届け出ください。



※平成30年11月16日から施行された農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴う農地中間管理機構を利用した未相続農地など所有者の一部や全部がわからない農地を貸し借りする仕組みが新設されました。手続きに時間を要することがありますので、原則として従来通り相続人による速やかな農地の相続手続きをお願いいたします。

### ☆農地の貸し借りや売買の手続きの前に

- ①⇒ 農地のある地区（主に集落）の農地利用改善組合での調整をお願いいたします。  
※当町では全地区に農地利用改善組合がありますので、役員の方に必ず相談してください。
- ②⇒ 農地利用改善組合で調整した後に、農業委員会での申請手続きとなります。  
※申請のメ切は毎月10日（10日が土日祝日の時はその直前の平日）で、当月25日の総会（25日が土日祝日の時はその直後の平日）で審議され、事案により即日許可、又は翌日公告により許可相当となるもの、県知事許可が必要であれば後日許可となるものがあるため、詳細については、事前に事務局にお問い合わせください。
- ③⇒ 地域の担い手農家（認定農業者等）に賃貸する場合は、農地中間管理事業を利用した申請手続きをすることもできます。  
※農業経営をリタイアし全農地を貸す場合等、助成金の交付対象となるケースがあります。但し、貸借期間が長期（10年）となることや賃借料のやりとりが口座振替に限定されるため物納（米）貸借ができない等の制限があるため、事前に確認をお願いします。



◎農地に関するご相談は地元農業委員へ  
手続き等に関するお問い合わせは農業委員会事務局まで 35-2111（内線151）

## 編集後記

平成の元号もあと三ヶ月余りとなりました。次はどの様な元号になるのでしょうか？  
昨年は異常気象のせいか、夏は高温と少雨による水不足でしたが、八月五日の夜には集中豪雨があり、各地で土砂崩れによる被害が発生するなど大変な年でした。  
大石田の主力作物であるスイカは高値で推移し良い結果でした。しかし、米は価格が良かったものの、品質も収量も今ひとつのところがあり、農家の方々は大変な年で、作況指数とはかけ離れた経営実態でした。  
又、気象庁によれば、エルニーニョ現象が発生しており、冷夏が心配される場所があります。  
農家の方々には、技術と経験が試されているようですので、頑張ってください。乗り切ってください。

（記 青木）

委員		委員長
伊藤 芳夫	齊藤 誠	青木 忠弘
今野 悦子	遠藤 史夫	
間宮 良一	高橋 敏明	村岡 藤弥

### 広報誌編集委員会